

生命保険会社の株式会社化

M1365327 原 美 香

日本経済が順調に成長してきた過程の中で生命保険事業の果たす役割は確実に大きな存在であった。生保の総資産は1989年末には116兆1597億円となり、初めて100兆円を突破した。80年度末に26兆2378億円であったことを思うと、実に4.4倍に膨れ上がった勘定である。この間、国民所得が1.5倍、全国銀行の総資産が2.8倍の増加にとどまつことと比べると、生命保険業の資産規模が急拡大したことがうかがえる。

生命保険事業は、我が国において重要な地位を占めており、相互扶助の精神に基づき公的な保障と並んで私的保障の制度として定着しており、国民の91.8%の保険加入率をみてもわかるとおり国民生活に深く浸透している。同時に金融機関としての生命保険事業も大きな役割を果たしている。

現在、保険業界は多額の逆ざやで経営の悪化が急速に進んでいる。それに追い討ちをかけるような経済の悪化、特に株式市場の低迷は生命保険会社の体力を低下させる要因になっている。生命保険会社は企業の存続をかけ資本増強のための提携や合併を進め、企業の経営基盤強化安定を模索している。戦後、日本の大手生命保険会社は相互会社がほとんどであり、株式会社形態をとっている生命保険会社は少なく、非公開企業であったため資本の充実は難しかった。そこで、生命保険会社自体の経営戦略のひとつに株式会社化があるのではないかと思われる。

相互会社から株式会社への組織変更とは、総代会の特別決議と内閣総理大臣の承認によって、相互会社が法人格の同一性を維持しながら保険業を営む株式会社に転換されることをいう。平成7年の保険業法の全部改正において、相互会社から株式会社への組織変更に関する規定が新設された。

株式会社化については、まず組織変更計画書を作成し、社員総会(総代会)の特別決議にて承認を受ける。そして、組織変更決議の日から2週間以内にその内容等を公告するとともに、保険契約者等の異議申し立てを行うこととする。基金の償却については、償却を終わっていない基金があるときは、組織変更の日までに、基金の全額を償却しなければならない。社員への株式の割当てについては、純資産の形成に寄与した社員は、その寄与分に応じて株式を割り当てられることになり、寄与分に関する詳細な計算方法は内閣府令に委任され、端株が生じた場合等の取り扱いについては商法を準用

することとしている。社員に割り当てた株式の発行価格の総額は、組織変更時に組織変更前の相互会社に現に存する純資産の額を上回ることができない。組織変更時における純資産額から資本の額を控除した残額については、資本準備金として積み立てなければならない。組織変更剰余金額を保険業法第92条で定め、株式会社後も維持していくこと等が規定されている。

生命保険会社が株式会社化・上場を目指す目的は、環境変化に即応できる「金融新時代に相応しい盤石な経営基盤」を確立することである。具体的には、「株式等による資金調達」、「持株会社の設立」、「株式交換によるM&A」など、相互会社に比べて自由度が高い経営形態を採ることにより、「より良い商品・サービス」を提供するための構えを作ることにある。

大同生命は平成13年1月21日に株式会社化及び組織変更後早期の上場を目指す旨、取締役会で決議し、平成13年6月18日、株式会社化及び早期上場に係る組織変更計画書(案)を平成13年7月12日に開催される総代会に付議することを取締役会で決議した。平成14年2月に東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場承認を取得し、平成14年4月1日に株式会社化をするとともに上場を果たした。

生命保険業界は現在、生き残りのために提携や合併など事業の見直しを急速に進めている。そして、相互会社形態では資金調達に利便性や自在性がなく大胆な経営戦略の展開が難しいなどの問題点が指摘され、経営上の選択肢として、自己資本の充実、事業展開の自由度の向上、資金調達の改善等の問題に接し、相互会社形態よりも柔軟に対応できる株式会社への転換が重要な経営の選択肢として認識されるところである。

日本の生命保険会社が高度経済成長を経てバブルの生成と崩壊を経験し、同時に日本経済が厳しい構造改革の必要性に迫られている今日、金融機関は情報に対して敏感にならざるを得ない。従来の横並び式・規制型のシステムにおいては、生命保険会社サイドは選択されるという意識があまりに低かったし重要では無かつた。しかし、今日のような市場型経済システムにおいては、企業イメージ、格付け等によって生命保険会社の選別が行われ、選ばれる生命保険会社になることは、すなわち生き残りをかけた過酷な競争の始まりである。今後数年間は、株式会社化を含めた保険業界の金融再編成が加速することになるであろう。